

協議会だより

厚生労働大臣に
緊急申し入れを行いました

二〇二〇年五月二十五日、「緊急事態宣言」がすべての都道府県で解除され、学校では分散あるいは通常登校がはじまりました。分散登校を実施している地域では、ひきつづき朝からの一日保育が必要となり、子どもの受け入れ態勢の構築にも新たな課題が生じました。登校時間が複数パターンあるところでは、子どもの昼食のための対応が複数回必要になる場合もありますし、複数の小学校の子どもが在籍している場合、出入の管理がさらに煩雑になります。保育体制や感染症対策など、想定外の「非日常」の二日保育が四か月にもわたってつづいている学童保育もあります（これは、あ

らかじめ計画・準備された夏休み期間をはるかに超える日数です）。

国の第二次補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応心従事者慰労金交付事業」は、医療分野、福祉分野が対象とされました。しかし、児童分野、学童保育や保育所の職員は対象外とされており、たいへん残念なことです。

このたびの「新型コロナウイルス感染症」への対応を通じて、学童保育は、就労等、保育を必要とする家庭とその子どもたちにとって、なくてはならない事業であり、保育所と同様の役割を果たす社会基盤の一つであるとの理解が社会全体に広がりました。山形県山形市、新潟県新潟市、千葉県松戸市、東京都練馬区、三

重県、福岡県北九州市などでは、この間の負担増に配慮し、指導員に対して自治体独自の給付が行われています。

学童保育の利用自粛要請がつづき、高学年の子どもたちの受け入れを見あわせているところで、退所する家庭があったり、保護者の失業・退職にともなって退所や入所辞退が増えているとも聞いています。保育料の減収により、学童保育の財政状況が厳しくなっており、このままでは、子どもを守るために必要な、指導員の雇用を継続することや保育体制の確保が困難です。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、六月一九日に四度目となる「『新型コロナウイルス』感染症 学童保育にかかわる緊急申し書を厚生労働省に提出し、学童保育を必要とする子どもの命と安全を守り、感染症拡大防止と必要な保育の確保のために、つぎのことを緊急に要望しました。

① 学童保育指導員を「新型コロナウイルス感染症対応心従事者慰労金交付事業」の支給対象としてください。

② 「新型コロナウイルス感染症」拡大防止の観点から、市町村が高学年の利用自粛を要請した場合、利用を休止した場合、加えて今後起り得る保護者の失業・退職による児童数減が生じてても、学童保育の運営に支障をきたさず継続できるよう、児童数が減少している学童保育については、昨年度同時期の在籍人数にもとづいて補助金を交付してください。

③ 国は、全国学童保育連絡協議会のこれまでの申し入れ・要望内容にもつき、自治体とともに財政支援にすみやかに取り組んでください。

全国連協では、これまでも、この間の学校「臨時休業」と学童保育での対応について、地域学童保育連絡協議会に情報収集を呼

びかけ、各地域の現状と要望を、二〇二〇年三月四日、三月三十一日、五月一八日の三度、厚生労働省に提出してきました。ひきつづき、学童保育関係者の要望を連絡協議会が組織的に集約し、届けていきます。

国の二〇二〇年度の放課後児童クラブ関係予算の補助単価

国会での審議を経て二〇二〇年度予算が成立したことを受け、五月二〇日に「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が発出されました。全文が内閣府のホームページに掲載されています。

「放課後児童健全育成事業」の運営費は、地方分権一括法による「従つべき基準」の参酌化にともない、職員配置等に応じた補助基準額が設定されました。

「原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二六年厚生労働省令第六三号。以下「設備運営基準」という。）

どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合」の補助単価は表一のとおりです。このほか、設備運営基準にもとづく「放課後児童支援員一名のみ配置した場合」「補助員のみを原則二名以上配置した場合」「補助員を一名のみ配置した場合」の補助基準額が示されています。

この間、一日保育が長くついたことで、指導員の勤務時間が長くなり、「パート指導員が年収の調整のために勤務調整を行った」「放課後児童支援員認定資格研修が実施できず、有資格者を配置できない」など、人材確保が困難な事態が生じることも考えられますが、それを理由に資格内容や配置基準を切り下げないように働きかけましょう。新たな市町村格差が生じないように、「全国一定水準の質を守る」という私たちの要望を伝えて、今後も強く働きかけていきます。

表1 2020年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

1 放課後児童健全育成事業		*原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合	
(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所			
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）			
ア 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位	2,510,000 円	-(19人-支援の単位を構成する児童の数) × 28,000 円	
イ 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位	4,577,000 円	-(36人-支援の単位を構成する児童の数) × 26,000 円	
ウ 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位	4,577,000 円		
エ 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位	4,577,000 円	-(支援の単位を構成する児童の数-45人) × 63,000 円	
オ 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位	2,917,000 円		
② 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）			
(年間開所日数-250 日) × 18,000 円（1日8時間以上開所する場合）			
③ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）			
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	(左記要件に該当する開所日数) × 18,000 円		
④ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）			
ア 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 399,000 円		
イ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 179,000 円		
(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分）			
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）			
ア 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位	3,011,000 円		
イ 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位	1,701,000 円		
② 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）			
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	(上記要件に該当する開所日数) × 18,000 円		
③ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）			
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 399,000 円			

*構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

*放課後児童支援員には、設備運営基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、2023 年 3 月 31 日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。

資料：厚生労働省発表資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成